

業績評価シート (平成29年度)

Ⅱ. 船員保険

平成30年10月9日



全国健康保険協会
船員保険

1. 保険運営の企画・実施

(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

事業計画

- 加入者の健診結果データ及びレセプトデータ等の収集・分析による加入者の健康状態の特性の把握に努める。また、船員保険の健康課題であるメタボリスク保有率及び喫煙率の減少を目標として船員保険データヘルス計画を着実に実施するとともに、PDCAサイクルに則り、第2期の船員保険データヘルス計画を策定する。
- 加入者の疾病の予防や健康増進、さらには医療費の適正化を推進するため、以下の取組み等を総合的に推進する。
 - ・ 加入者や船舶所有者に対する積極的な情報提供及び意見収集 ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進
 - ・ レセプト点検の効果的な推進 ・ 保健・福祉事業の効果的な推進

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 29年度においては、外部委託事業者の専門的な知見を活用し、健診結果データ及びレセプトデータ等の分析を行った結果、入院医療費に占める循環器系疾患の割合が高い傾向にあり、健診受診等による早期発見・早期治療等の重症化を予防する施策の検討が必要なことや、健診受診者の約6割が肥満者であり、また近年増加傾向にあることから、食事や運動環境等のいわゆる生活習慣の改善が喫緊の課題であることなどがわかった。
- 第1期の船員保険データヘルス計画(27年度～29年度)はメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少を目標に、健診結果に基づくオーダーメイド情報提供リーフレットの送付、出前健康講座の開催などの情報提供・啓発活動を中心に継続的に取り組んできた。29年度は引き続き健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットの送付等を実施するとともに、問診で喫煙していると回答された方について、禁煙リーフレット「卒煙のすすめ」を同封し、禁煙に対する意識の向上を図った。
- 上記のとおり、第1期データヘルス計画では情報提供・啓発活動を中心とした取組みを行ってきたが、これらの取組みでは行動変容にはすぐには結びつかないことから、第2期データヘルス計画ではデータ分析による船員保険の健康課題等の結果も踏まえ、生活習慣病予防健診の無料化やオプション検査項目(前立腺がん検査)の追加、スマートフォンを活用したオンライン禁煙プログラムの実施、船舶所有者と協働した船員の健康づくり支援(いわゆるコラボヘルス)の推進等のより実効性の高い計画を策定した。
- 加入者の疾病予防や健康増進、医療費の適正化を推進するための各種の取組みは、以下の各項目で後述するとおりである。
- このように、29年度は第1期船員保険データヘルス計画の最終年度の取組みを着実に実施するとともに、加入者の健康状態の特性を把握し、より実効性のある第2期船員保険データヘルス計画を策定した。また、保険者機能の発揮・強化に向けた取組み等を総合的に推進し、事業計画を上回る取組を実施したことから、自己評価は「A」とする。

1. 保険運営の企画・実施

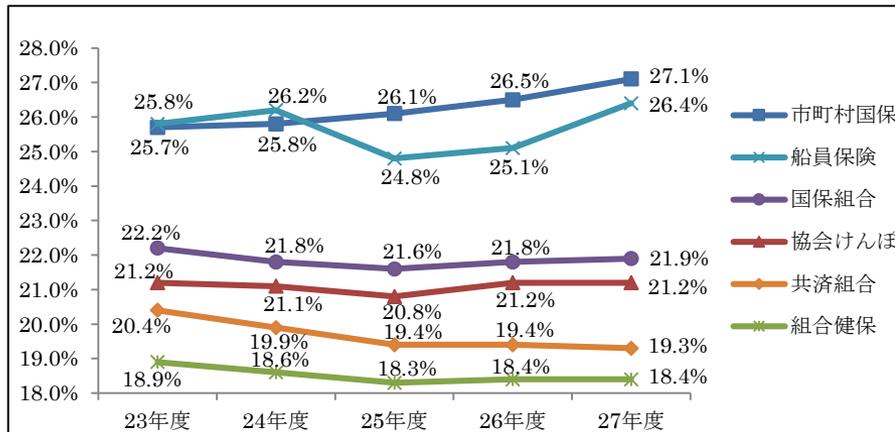
(1) 保険者機能の発揮による総合的な取組の推進

【事業計画の達成状況】

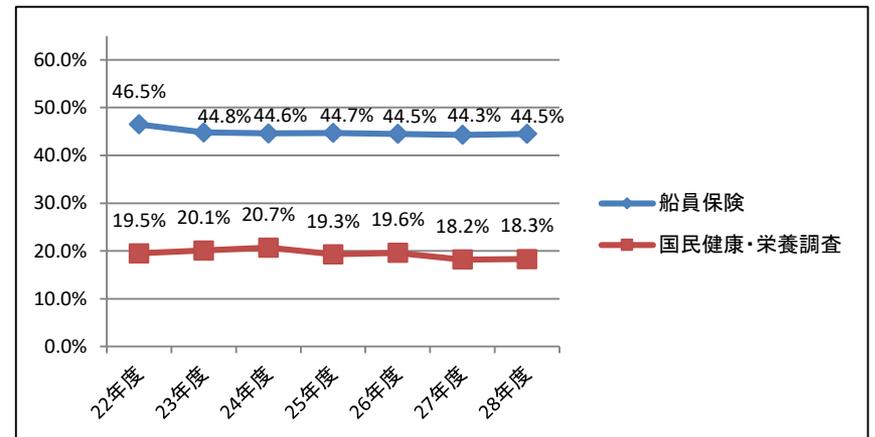
＜データ分析による船員保険の課題＞(事業報告書 P21～22)

- 船員保険の被保険者は50代後半から60代前半にピークがあり、他の被用者保険に比べて平均年齢が高くなっている。
- 他の被用者保険に比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高く、喫煙率についても、国民健康栄養調査と比較して非常に高く推移しており、船員保険の重要な課題となっている。

【各医療保険者における特定健診受診者(男性)のメタボリックシンドローム該当者の割合】



【国民全体と船員保険被保険者の喫煙率の比較】



＜メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少に向けた取組み＞(事業報告書 P22～P23)

- 加入者の健康意識の啓発を図る観点から、加入者から募集した、『船員と健康』をテーマにした川柳を題材として、健康に関する情報やレシピを盛込んだ冊子「健康航海術 ～船員とご家族のヘルスマネジメント！～」を作成し港イベント等で来場者に配布した。
- 喫煙率の減少のために、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットの送付対象となる方のうち、問診で喫煙していると回答されている方については、禁煙リーフレット「卒煙のすすめ」を同封し、禁煙に対する意識の向上を図った。

1. 保険運営の企画・実施
(2) 情報提供・広報の充実

事業計画

- 利用者の立場からわかりやすい、時宜を得た情報提供・広報を積極的かつ計画的に実施する。
 - ① 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
 - ② 船員保険の運営状況等について理解を深めていただくため、年に一度、加入者や船舶所有者等に「船員保険通信」を送付する。
 - ③ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
 - ④ ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの利用者の拡大に努め、積極的かつ定期的な情報提供を行う。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 被保険者へのアンケート結果では、紙媒体による広報のニーズが高いことから、紙媒体を中心とした広報を実施するとともに、ホームページやメールマガジンも活用し、効果的・効率的な広報を実施した。
 - ① 船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を協会支部の窓口、労働基準監督署、年金事務所等のほか、新たに各地方運輸局等の窓口にも設置した。また、日本年金機構の協力により船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に時宜を得た情報を掲載したチラシを同封し、年間を通して送付することにより船員保険制度の周知・広報に努めた。
 - ② 船員保険の運営状況、決算状況やジェネリック医薬品の利用促進等の取組みなどを記載したリーフレット「船員保険通信」を作成し、全ての被保険者及び船舶所有者に送付した。
 - ③ 関係団体の機関誌等による情報提供・広報では、新たに、国土交通省海事局を加えた9つの関係団体機関紙等に延べ64件掲載していただいた。掲載内容は事業案内、法律改正案内等、年間スケジュールに沿って、時宜を得た広報を実施した。
 - ④ メールマガジンの利用者拡大に向け、船員保険部で使用する封筒にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元バーコードを掲載したほか、メールマガジンの案内を全ての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」に掲載するなどの広報を行った。その結果、29年度中に95人の新規登録があり、会員数は590人(19%増)となり、登録者の約4割が船舶所有者であることから、加入者へも周知がされているものとする。
- このように、29年度は被保険者のニーズに対応し、紙媒体を中心にきめ細やかにかつ積極的な広報を実施し、また、広報の媒体等の拡大を実施したことから、自己評価は「A」とする。

1. 保険運営の企画・実施

(2) 情報提供・広報の充実

【事業計画の達成状況】

＜紙媒体での広報＞(事業報告書 P24～P26)

- 船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険のご案内」を協会支部等の窓口のほか、29年度から新たに各地方運輸局等の窓口にも設置し、船員保険制度の周知・広報に努めた。
- 日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険に関する様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行った。
- 船員保険に加入された方に船員保険について理解を深めていただくため、給付内容等について説明した、保険証と一緒に携帯できる大きさのリーフレット「船員保険のしおり」を保険証を送付する際に同封した。
- 船員保険の運営状況や決算状況等をわかりやすく記載したリーフレット「船員保険通信」の作成、配布を行い、29年度は11月に全被保険者及び全船舶所有者に送付した。
- 関係団体の機関紙等による情報提供・広報では、29年度からは新たに、国土交通省海事局を加えた9つの関係団体に延べ64件掲載していただいた。

【船員保険のご案内】

＜配布内訳＞

協会支部	約2,100部
労働基準監督署	約5,500部
年金事務所	約3,100部
地方運輸局等	約8,600部
合計	約19,300部



【船員保険のしおり】

＜配布内訳＞

被保険者(被扶養者)	約35,700部
疾病任意継続被保険者(被扶養者)	約9,500部
合計	約45,200部



【船員保険通信】

＜配布内訳＞

被保険者	約58,400部
船舶所有者	約4,500部
合計	約62,900部



＜ホームページやメールマガジンでの広報＞(事業報告書 P26～P27)

- ホームページの29年度の総アクセス件数は951,388件(月平均で約79,300件)となっている。定期的に健康づくりに関する情報や、よりわかりやすい船員保険制度の案内を船員保険のトップページに掲載すること、及び加入者からの問い合わせが多い事項をまとめた「あなたのギモンにお答えします!」を掲載するなど、加入者の方や船舶所有者に役立つ情報を提供した。
- メールマガジンについては、毎月第3営業日に配信を行った。また、2月には臨時号として「30年度の保険料率改定」を配信した。
- メールマガジンの新規登録件数の拡大に向け、船員保険部で使用する封筒にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元バーコードを掲載したほか、全ての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」にメールマガジンの案内を掲載するなどを行った。

1. 保険運営の企画・実施

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

事業計画

- ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向け、広報を強化し、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、通知対象者の一層の拡大を図った上で、年2回の通知を継続するとともに、ジェネリック医薬品の希望を申し出いただく際に利用いただける「ジェネリック医薬品希望シール」を配付する。
- 被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者の使用促進に向けて、被扶養者へ直接案内を送付する軽減額通知サービス等の機会を活用して効果的な広報を実施する。

【目標指標】

・ジェネリック医薬品の使用割合(数量ベース):72.4%

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : S

【自己評価の理由】

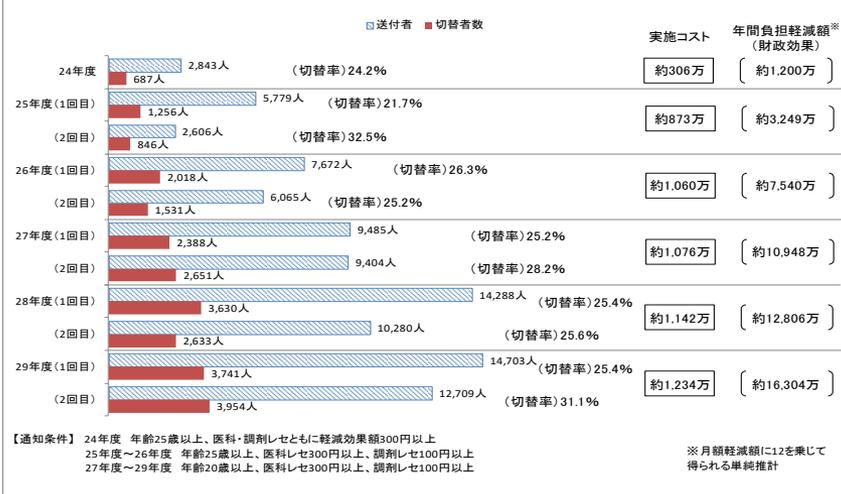
- ジェネリック医薬品の使用促進に向け、ジェネリック医薬品軽減額通知の発送月には、関係団体の機関誌を活用した広報や日本年金機構から送付する保険料納入告知書にチラシを同封しての情報提供に加え、ホームページでの継続的な情報提供を行うなど更なる使用促進に努めた。
- 29年度のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果額の通知については、通知対象レセプトを6か月分から8か月分へ拡大し、2回合計で27,412人に対して送付を行った。(28年度24,568人)その結果、29年9月時点では1回目通知を送付した方のうち25.4%に当たる3,741人の方が、また、30年3月時点では2回目通知を送付した方のうち、31.1%に当たる3,954人の方がジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、単純推計すると年間約1億6,304万円の財政効果が得られた。
- また、ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用することができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約74,000枚を配布するなどの取組みを行った。さらに、船員保険の活動内容を広く発信する取組みの一環として、地方自治体等が開催する港イベント等に参加した際にもジェネリック医薬品希望シールの配布を行った。
- 被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者の使用促進を図るため、特に15歳未満の使用割合が低いことや自治体からの医療費助成により自己負担がない場合でも給付費相当は加入者の皆様からお預かりしている保険料から支払っていること等を記載したリーフレットを制作し、被扶養者宛の軽減額通知に同封する等、被扶養者に対する取組みを行ったことから、15歳未満のジェネリック医薬品の使用割合(新指標・数量ベース)は増加し、被扶養者全体で71.7%(対前年度+3.5ポイント)となった。その結果、被保険者と被扶養者のジェネリック医薬品使用割合の乖離差は4.0ポイント(前年度は4.5ポイント)と着実に縮まった。

1. 保険運営の企画・実施

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

- 加入者全体のジェネリック医薬品の使用割合(新指標・数量ベース)では、対前年度(70.2%)と比べ3.3ポイント増加した結果、目標指標である72.4%を大幅に上回る73.5%を達成し、協会けんぽ及び医療保険全体の平均を上回る水準で推移した。
- また、「経済財政運営と改革の基本方針2015」(27年6月閣議決定)の中で、「29年央に70%以上にするとともに、30年度から32年度末までの間のなるべく早い時期に80%以上にする」という目標が示されたが、船員保険のジェネリック医薬品使用割合は28年9月以降70%を超えており、29年央に70%以上とする国の目標を上回った。
- このように、29年度は計画を大幅に上回る成果をあげたことから、自己評価は「S」とする。

【ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施概要】



1. 保険運営の企画・実施

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

<ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの軽減効果額等一覧>

年度	通知対象条件 ※前年度との主な変更点	コスト	送付時期 通知者数	軽減効果人数 (切替率)	軽減効果額/月 (1人当たり軽減額)	軽減効果額/年 ※1	
24年度	<ul style="list-style-type: none"> 25歳以上の加入者 医科レセプト300円/月以上 調剤レセプト300円/月以上 	約806万円	24年11月 2,843人	667人 (24.2%)	約100万円 (約1,436円)	約1,200万円	
25年度	<ul style="list-style-type: none"> 25歳以上の加入者 医科レセプト300円/月以上 調剤レセプト100円/月以上 ※ 調剤レセプトの基準額を100円/月以上に引き下げ ※ 2回目通知は1回目通知の未切替者を実施	約873万円	【1回目】 25年10月 5,779人	1,256人 (21.7%)	約75万円 (約1,396円)	約1,444万円	【25年度計】 約3,249万円
			【2回目】 26年3月 2,606人	846人 (32.5%)	約150万円 (約1,778円)	約1,805万円	
26年度	<ul style="list-style-type: none"> 25歳以上の加入者 医科レセプト300円/月以上 調剤レセプト100円/月以上 ※ 1回目は2か月分、2回目は1か月分のレセプトから対象者を抽出	約1,060万円	【1回目】 26年9月 7,672人	2,018人 (26.3%)	約376万円 (約1,863円)	約4,510万円	【26年度計】 約7,540万円
			【2回目】 27年2月 6,065人	1,531人 (25.2%)	約252万円 (約1,648円)	約3,000万円	
27年度	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の加入者 医科レセプト300円/月以上 調剤レセプト100円/月以上 ※ 1回目・2回目ともに2か月分レセプトから対象者を抽出 ※ 通知対象年齢を20歳以上に引き下げ ※ 精神疾患に係る医薬品と通知対象医薬品を両方服用する場合は、通知対象医薬品のみ通知を実施	約1,076万円	【1回目】 27年9月 9,485人	2,388人 (25.2%)	約439万円 (1,838円)	約5,268万円	【27年度計】 約1億948万円
			【2回目】 28年3月 9,404人	2,851人 (28.2%)	約473万円 (1,786円)	約5,680万円	
28年度	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の加入者 医科レセプト300円/月以上 調剤レセプト100円/月以上 ※ 1回目・2回目ともに3か月分のレセプトから対象者を抽出	約1,142万円	【1回目】 28年8月 14,288人	3,630人 (25.4%)	約583万円 (1,606円)	約6,995万円	【28年度計】 約1億2,806万円
			【2回目】 29年2月 10,280人	2,633人 (25.6%)	約484万円 (1,839円)	約5,811万円	
29年度	<ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の加入者 医科レセプト300円/月以上 調剤レセプト100円/月以上 ※ 1回目・2回目ともに4か月分のレセプトから対象者を抽出	約1,297万円**	【1回目】 29年8月 14,700人	3,741人 (25.4%)	約689万円 (1,843円)	約8,272万円	【29年度計】 約1億3,304万円
			【2回目】 30年2月 12,709人	3,954人 (31.1%)	約669万円 (1,693円)	約8,032万円	
29年度までの合計		約5,754万円	95,834人	25,335人 (26.4%)	約4,380万円 (1,733円)	約5億2,047万円	

※ 軽減効果額(月)×12か月(単純推計)

1. 保険運営の企画・実施

(3)ジェネリック医薬品の使用促進

【事業計画の達成状況】

＜ジェネリック医薬品軽減額通知サービス＞(事業報告書 P28)

- 29年度は、通知対象レセプトを6か月分から8か月分へ拡大し、1回目のお知らせとして29年8月に14,703人に、2回目のお知らせとして30年2月に12,709人に、それぞれ送付した。

その結果、29年9月時点では1回目通知を送付した方のうち25.4%に当たる3,741人の方が、また、30年3月時点では2回目通知を送付した方のうち、31.1%に当たる3,954人の方がジェネリック医薬品に切り替えていただいたことから、単純推計すると年間約1億6,304万円の財政効果が得られた。

＜ジェネリック医薬品希望シールの配布等＞(事業報告書 P29)

- ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼りつけて使用することができるジェネリック医薬品希望シールを作成し、保険証の新規交付時やジェネリック医薬品軽減額通知に同封して約74,000枚を配布するなどの取組みを行った。

さらに、船員保険の活動内容を広く発信する取組みの一環として、地方自治体等が開催する港イベント等に参加した際にもジェネリック医薬品希望シールの配布を行った。

- 加えて、これまでに引き続きホームページや関係団体の機関誌等を通じて広報を行ったほか、被保険者に比べて使用割合の低い被扶養者に向けた広報を強化するため、被保険者と比較して被扶養者の、特に15歳未満の使用割合が低いことや、自治体からの医療費助成により自己負担がない場合でも、給付費相当は加入者の皆様からお預かりしている保険料から支払っていること等を記載したリーフレットを制作し、被扶養者宛の軽減額通知に同封した。

- 上記の取組みを通じて、ジェネリック医薬品の使用割合(新指標・数量ベース)は、目標指標である72.4%を大幅に上回る73.5%を達成した。

1. 保険運営の企画・実施

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

事業計画

- 中期的な財政見通しを踏まえ財政運営の状況を適切に把握・検証し、医療費の適正化、業務改革、経費の削減等のための取組みを強化するとともに、加入者の疾病予防、健康増進、医療の質の向上等のための取組みを総合的に推進し、中長期的に安定的な財政運営を確保する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 各項目で示している、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の推進など医療費適正化の取組みや、被扶養者資格の再確認などを通じ、適正な支出に努めた。また、「3. 保健事業の推進、強化(4)加入者の健康増進等を図るための取組の推進」に示しているとおり、加入者の疾病予防等のための取組みを総合的に推進している。
- 30年度の保険料率を決定するに当たっては、30年度の収支見込みや中長期的な収支見通しのほか、医療費の予期せぬ増大リスク等も勘案しつつ、保険料率を29年度と同率とし安定的な財政運営に努めた。
- このように、29年度は経費削減等の取組みを行うとともに加入者の疾病予防等の取組みを実施したほか、医療費急増リスク等に注視しつつ安定的な財政運営に努めたことから、自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P15~P17)

- 30年度の疾病保険料率の決定にあたり、29年11月の船員保険協議会時点では現行料率を維持した場合、30年度の単年度収支差は約39億円の黒字(P10左図)であり、中期的収支見通し(P10右図)では35年度まで継続して黒字となる見込み。しかし、現行の保険料率を維持した場合でも単年度黒字額は年々減少する見込みであり、近い将来には単年度赤字となることが想定される。
- さらに、将来の財政状況を大きく左右する被保険者数等の動向を注視する必要性や、28年度の入院医療費のように、今後とも予期せず医療費が急増するリスクがあること等を明確に示し、30年度の保険料率は現行と同率とする方向性について了承いただいたうえで、最終的に30年1月の船員保険協議会で了承された。

○加入者1人当たり医療給付費の推移

(単位:円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医療給付費	132,703	131,928	133,381	138,430	143,151
(対前年度伸び率)	(+ 2.1%)	(Δ 0.6%)	(+ 1.1%)	(+ 3.8%)	(+ 3.4%)

○28年度の加入者1人当たり医療給付費の対前年度伸び率の内訳

	全体	入院	入院外	調剤	その他(歯科等)
対前年度伸び率	+ 3.4%	+ 8.8%	+ 1.3%	Δ 0.2%	+ 0.5%
(全体への寄与度)	-	(+ 3.0%)	(+ 0.5%)	(Δ 0.0%)	(+ 0.0%)

1. 保険運営の企画・実施

(4) 健全かつ安定的な財政運営の確保

船員保険の収支見込み(疾病保険分)

		(単位:百万円)			
		28年度 (決算)	29年度 (29年8月時点での見直し)	30年度 (29年8月時点での見込み)	備考
収 入	保険料収入	30,291	30,772	31,081	疾病保険料率:9.6% (被保険者負担軽減分(0.5%)控除後)
	国庫補助等 雑収入等	2,941	2,941	2,941	
	準備金戻入	218	52	52	
	計	1,577	1,599	1,616	被保険者負担軽減分:0.5%
計		35,028	35,364	35,690	
支 出	保険給付費	20,518	20,910	21,304	
	前期高齢者納付金	3,182	3,059	2,535	【平成30年度基礎係数】
	後期高齢者支援金	6,301	6,688	6,929	被保険者数 57,436人(▲0.0%)
	老人保健拠出金	0	0	0	加入者数 120,290人(▲1.3%)
	退職者給付拠出金	434	402	182	平均標準報酬月額 420,271円(1.1%)
	病床転換支援金	0	0	0	加入者1人当たり医療給付費 152,063円(3.3%)
	保険給付等業務経費	60	86	86	
	セプト業務経費	15	17	17	
	その他業務経費	15	37	37	
	一般管理費	427	616	616	
	雑支出等	118	96	105	
	計	31,070	31,911	31,810	注:()内は対前年度比
	単年度収支差	3,958	3,453	3,880	
被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差	2,380	1,854	2,264		
準備金残高	26,644	28,497	30,762		
被保険者保険料負担軽減分	11,802	10,203	8,587		
被保険者保険料負担軽減分を除く	14,842	18,295	22,175		

船員保険の中期的収支見通し(疾病保険分)

(単位:百万円)

区 分		平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
収 入	保険料収入	31,121	31,115	31,090	31,054	30,988
	国庫補助等 その他の 計	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	計	1,672	1,672	1,670	1,669	1,665
支 出	保険給付費	21,576	21,820	22,046	22,272	22,456
	拠出金等	10,920	10,940	11,050	11,194	11,368
	業務経費等	857	856	855	854	853
	計	33,353	33,615	33,951	34,320	34,677
単年度収支差		2,380	2,111	1,749	1,343	916
被保険者保険料負担軽減のための繰入額を除いた収支差		760	491	131	▲274	▲697
準備金残高		31,522	32,013	32,144	31,870	31,173
被保険者保険料負担軽減分		6,968	5,348	3,729	2,113	499
被保険者保険料負担軽減分を除く		24,554	26,665	28,415	29,757	30,674

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

事業計画

- 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、船員保険部内に設置したサービス向上委員会においていただいたご意見等の改善等に向けた検討を行うなど、更なるサービスの向上を図る。
- 職務外給付については、サービススタンダード(申請の受付から給付金の振込みまでの期間:10営業日)の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。
- 申請書等の様式や記載要領等について、加入者等からみてわかりやすいものとなるよう、改善に努めるとともに、簡素化を図る。

【目標指標】

- ・職務外給付の受付から振込までの日数の目標(10営業日)の達成率:100%
- ・職務外給付の受付から振込までの日数:10営業日以内
- ・資格情報の取得(年金事務所からの回送)から保険証送付までの平均日数:3営業日以内

【検証指標】

- ・お客様からの苦情・意見の受付件数
- ・申請・手続き方法に対する満足度
- ・職員の応接態度に対する満足度
- ・サービス全体としての満足度

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- お客様満足度調査の満足度結果については、「事務処理に要した期間に対する満足度」「手続き方法に対する満足度」「職員の応接態度に対する満足度」「サービス全体としての満足度」のいずれも80%を超え、引き続き高い水準ではあるが、28年度と比較すると満足度が若干低下する結果となった。これは29年度から新たに開始されたマイナンバーの記入関係などの添付書類等の不備による返戻件数の増加も満足度が低下した一因と考えられる。
- お客様から、「療養補償証明書は、医療機関と調剤薬局の両方に提出する必要があるので、調剤薬局用もあると便利ではないか」とのご意見を受け、サービス向上委員会で検討し、療養補償証明書の様式を「医療機関用」、「船舶所有者用」及び「船員保険部用」の3部複写から、調剤薬局等でも使用していただけるよう「医療機関用」をもう1枚追加した4部複写に変更し、利便性の向上を図った。
- サービススタンダードについては、傷病手当金等の職務外給付の申請書の審査・支払の進捗状況の管理を徹底することにより、年度を通じて達成率100%を維持している。
- このように、業務の着実な実施及び加入者からの意見等を踏まえたサービスの向上に努めたことから自己評価は「A」とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(1) サービス向上のための取組み

【事業計画の達成状況】

<お客様満足度調査の実施>(事業報告書 P30~P31)

- 加入者のご意見を適切に把握し、サービスの改善や向上を図るため、疾病任意継続被保険者の保険証や傷病手当金、高額療養費及び休業手当金の支給決定通知書をお送りする際に、アンケートはがきを同封し、お客様満足度調査を実施した。

【実施期間、送付数及び回収数】 29年8月~30年3月、送付数5,071名、回収数782名

指標	27年度	28年度	29年度	対28年度比
事務処理に要した期間に対する満足度	80.0%	85.0%	80.3%	4.7P減
手続き方法に対する満足度	88.4%	92.3%	86.9%	5.4P減
職員の応接態度に対する満足度	95.5%	95.8%	95.3%	0.5P減
サービス全体としての満足度	82.8%	88.6%	82.8%	5.8P減

- お客様の声を踏まえ、療養補償証明書の様式を「医療機関用」、「船舶所有者用」及び「船員保険部用」の3部複写から、調剤薬局等でも使用していただけるよう「医療機関用」をもう1枚追加した4部複写に変更した。

<電話等による苦情・意見等>(事業報告書 P55)

- ・苦情:2件(28年度2件) 例:休業手当金の支給決定が遅いとの苦情。
- ・ご意見、ご提案8件(28年度5件) 例:療養補償証明書について、病院を転院する場合、同じ証明書をもう1部作成必要なので、療養補償証明書を転院等に対応した様式があればよいとのご意見。
- ・お礼、お褒めの言葉:3件(28年度4件) 例:限度額適用認定証の発行が迅速であったことに関するお礼。

<サービススタンダードの達成>(事業報告書 P31)

- サービススタンダードの達成率は、年度を通して100%を達成することができた。振込までの平均所要日数は6.00日。保険証の発行に要する日数についても、29年度の平均は船員保険部に必要な情報が届いてから2.00営業日(疾病任意継続被保険者分は1.97営業日)であり、目標指標である3営業日以内を達成している。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(2) 高額療養費制度の周知

事業計画

- 平成29年8月及び平成30年8月に2段階で実施される、70歳以上の高齢者に係る自己負担限度額の見直しについて周知する。
- 高額療養費の支給決定通知書に、限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等、限度額適用認定証の更なる利用促進を図る。また、高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 29年8月の制度改正により70歳以上の高額療養費の自己負担限度額が変更されたことに伴い、制度改正の内容について納入告知書に同封するチラシやメールマガジンによる広報のほか、関係団体の機関誌等へ掲載することにより周知を図った。
- 限度額適用認定証の利用促進について、関係団体の機関誌等で広報を実施するとともに、限度額適用認定証を利用することによる高額療養費の現物給付化について説明したチラシを作成し、被保険者に対して送付する「ジェネリック医薬品軽減額通知」や「医療費のお知らせ」の送付時のほか、高額療養費の支給決定通知書の送付時にも同封するなどし、限度額適用認定証の更なる利用促進を図った。その結果、28年度と比較して加入者は減少しているが限度額適用認定証の交付枚数は増加した。
- 高額療養費が未申請の方には、あらかじめ、請求月等の必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付する方式(ターンアラウンド方式)により高額療養費の申請漏れの防止を図った。
- このように、制度改正に伴う自己負担限度額の見直しに係る広報を着実に実施するとともに、限度額適用認定証の利用促進に係る広報を積極的に行ったため限度額適用認定証の発行枚数が増加したほか、高額療養費未申請者に対する申請勧奨についても着実に実施したことから、自己評価は「A」とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(2) 高額療養費制度の周知

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P31)

- 限度額適用認定証利用促進のチラシを作成し、継続して周知を図ったことにより、28年度と比較して200枚以上の交付枚数増となった。
- 高額療養費未申請者勧奨は、勧奨対象件数が増加したが計画どおり送付することができた。

限度額適用認定証

	交付枚数
28年度	4,089枚
29年度	4,300枚
対前年度比	211枚

高額療養費未申請者勧奨件数

	件数	月数
28年度	2,266件	12か月分(27年4月～28年3月診療分)
29年度	2,307件	12か月分(28年4月～29年3月診療分)

<高額療養費制度改正案内>

全国健康保険協会船員保険部からのお知らせ

平成29年8月から、70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります。

高額療養費とは？
1か月間に支払われる医療費が一定の金額(自己負担限度額)を超えた場合、その超過した金額が払い戻される制度です。

(平成29年7月まで) 70歳以上の方の自己負担限度額(月単位)

区分	所得(目安として)	所得+2区 (所得)
所得区分A(所得内) (標準報酬25万円以下)	44,400円	80,100円+ 超過部分×2% (0.00万円)×1% =実額負担:44,400円
一般所得者 (標準報酬25万円以上)	13,800円	44,400円
所得区分B (所得超過)	8,800円	24,800円
所得区分C (所得超過)	8,800円	13,800円

(平成29年8月～平成30年7月)

区分	所得(目安として)	所得+2区 (所得)
所得区分A(所得内) (標準報酬25万円以下)	37,800円	88,100円+ 超過部分×2% (0.00万円)×1% =実額負担:44,400円
一般所得者 (標準報酬25万円以上)	14,400円 (7年額14万円、9000円上限)	37,800円
所得区分B (所得超過)	8,800円	24,800円
所得区分C (所得超過)	8,800円	13,800円

全国健康保険協会 船員保険部

<限度額適用認定証利用促進案内>

『限度額適用認定証』
をご利用ください!

医療機関の窓口でのお支払いが自己負担限度額までに削減されます。

医療費が高額になるのを
心配している
医療費が高額になるのを
心配している

医療機関との窓口での
お支払いが、
「自己負担限度額」
までとなります。

実際にどれくらいの窓口負担になるの？

医療費(100万円) - 窓口負担(3割)
=残額70万円 - 自己負担限度額(37,800円) = 32,200円

自己負担限度額認定証を 利用する 場合

窓口負担額 87,430円を支払
高額療養費の申請は不要

自己負担限度額認定証を 利用しない 場合

窓口負担額 300,050円を支払
高額療養費を申請したことで
により、後日212,570円が払い戻
されますが、お支払いまでに3か
月以上かかります。
自己負担額: 87,430円

自己負担限度額は、所得区分により
異なります。ホームページをご覧い
ただく、お問い合わせください。

限度額適用認定証の発行までの流れ

1. 入替書が作成済みになりましたら
「船員保険 限度額適用認定証申請書」を
郵送でお送りください。
2. 1週間程度で「限度額適用認定証」
が発行されます。
3. 医療費と合わせて「限度額適用認定証」
を医療機関へ提示してください。
4. 窓口でのお支払いが自己負担限度額
までとなります。

注意! 申請書
「高額療養費」を申請していただく
ことにより、窓口でのお支払いが
自己負担限度額までとなります。
(認定書発行まで約1週間です)

- 保険診療(入院・外来)、保険薬
費それぞれで自己負担額を計算します。
(保険外負担分(差額ベッド代など)や
入院時の食事負担額は対象外です)
- 滞所に入院中や在宅療養中である場合は、
高額療養費の申請が必要になること
があります。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(3)職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

事業計画

- 厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の未申請者に対する申請勧奨を漏れなく実施し、その着実な支給を図る。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 未申請者に対して、労災保険給付の受給者情報を活用し、職務上上乗せ給付について492件、職務上上乗せ給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金について337件、経過的特別支給金について55件の申請勧奨を実施した。
- 申請勧奨を行っても、なお申請いただけない方に対して、添付書類を省略可能にして再勧奨を行うなど着実な支給に努めた。
- 職務上の上乗せ給付及び特別支給金について、関係団体の機関誌及びメールマガジンにおいて制度の案内を掲載し、周知を図った。
- このように、定期的に申請勧奨を行うとともに制度の周知を図り円滑な支給に努めた他、再勧奨を行い着実な支給に努めたことから自己評価は「A」とする。

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P31~P32)

- 厚生労働省より提供を受けた労災保険の給付データより、未申請者への申請勧奨を漏れなく実施し、またチラシ等により制度の周知を図り着実な支給を行った。

	概要
職務上上乗せ給付	19年の法改正により、22年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付(労災保険相当)が労災保険に統合されたことに伴い、法改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金、障害年金及び遺族年金等が該当します。
特別支給金	労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族年金等の算定における給付基礎日額を換算した額が船員保険の標準報酬月額より1等級以上低い場合など(休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金)、また、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間に於いて特別給与(賞与等)が支給されていないなど(経過的特別支給金)、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

(注) 職務上上乗せ給付及び特別支給金は、労災保険から給付を受けていること等が支給要件となっていること、また、当該支給額については、船員保険の標準報酬月額の他、労災保険の給付基礎日額などの情報に基づき算出する仕組みであることから、労災保険の給付データが必要となります。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(3) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

【事業計画の達成状況】

<職務上上乗せ給付(法定給付)申請勧奨件数>

	休業手当金	障害年金	遺族年金	障害手当金	遺族一時金
28年度	936	3	3	105	5
29年度	395	2	7	82	6

<特別支給金(福祉事業)申請勧奨件数>

	休業特別支給金	障害特別支給金	遺族特別支給金	経過の特別支給金 (障害)	経過の特別支給金 (遺族)
28年度	402	33	4	41	4
29年度	300	25	12	40	15

<職務上上乗せ給付(法定給付)支給実績>

(単位:件、千円)

	休業手当金		障害年金		遺族年金		障害手当金		遺族一時金	
	件数	金額	受給権者	金額	受給権者	金額	件数	金額	件数	金額
28年度	1,133	180,158	10	9,294	13	14,610	98	46,506	4	3,240
29年度	914	159,219	13	15,704	22	27,385	93	44,097	6	8,883

<特別支給金(福祉事業)支給実績>

(単位:件、千円)

	休業特別支給金		障害特別支給金		遺族特別支給金		経過の特別支給金 (障害)		経過の特別支給金 (遺族)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
28年度	539	92,409	79	23,207	200	17,503	39	21,930	2	2,521
29年度	517	66,105	110	26,615	220	28,916	44	27,337	18	52,351

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(4) 保険給付等の業務の適正な実施

事業計画

- 職務外の事由による傷病手当金等の給付、職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの保険給付等を正確かつ迅速に支払う。なお、必要な場合には実地調査等を実施し、給付の適正化を図る。
- 下船後の療養補償について、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、加入者や船舶所有者等に対し、適切な申請がされるよう周知を図る。
- 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 傷病手当金等の現金給付の審査に当たっては、申請内容に疑義が生じた場合に、被保険者本人や担当医師に照会を行うほか、船員保険部の審査医師に意見を求めるなど、適正な給付に努めた。また、適用(制度への加入や報酬等)に関する不正請求が疑われるような案件については、日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしているが、調査を必要とする案件はなかった。
- 下船後の療養補償の対象となる範囲内での適正な受診がなされるよう、療養補償の適正な受診に関するチラシを被保険者に送付するとともに、関係団体の機関誌等へ療養補償の適正な受診に関する記事を掲載する等の広報を実施した。また、療養補償証明書が船員保険部に提出されていない方のレセプトの請求があった場合は、船舶所有者及び医療機関等へ照会及び提出の督促を行い、下船後の療養補償の利用の適正化に努めた。なお、29年度は646名分について船舶所有者照会を実施した。
- 柔道整復施術療養費について、多部位かつ頻回の施術が行われている申請に加え、29年度から新たに1年以上の長期受診となっている申請に対しても、対象の加入者に文書による照会を実施した。また、その際に柔道整復師へのかかり方を説明したチラシを同封するとともに、関係団体の機関誌等への掲載による広報を実施した。その結果、1件当たりの金額は28年度に比べ134円(▲3.2%)減少した。
- このように、29年度は必要に応じて各種照会や、広報を通じて制度の周知を適切に実施できたことから、自己評価は「A」とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5)レセプト点検の効果的な推進

事業計画

- 自動点検システムを活用し、東京支部との連携の下、効率的なレセプト点検を実施するとともに、研修の充実、抽出条件等の蓄積、点検員の知見・査定事例の共有化を推進し、点検技術の向上に努め、点検効果額を引き上げる。

【目標指標】

- ・加入者1人当たり診療内容等査定効果額(医療費ベース):93円以上

【検証指標】

- ・加入者1人当たり資格点検効果額 ・加入者1人当たり外傷点検効果額 ・加入者1人当たり内容点検効果額

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 内容点検については、近年の電子レセプトの普及を背景に社会保険診療報酬支払基金での審査の充実が進んでおり、従来は保険者でしか行っていなかった突合点検(医科レセプトと調剤レセプトを突合して処方適切か確認する点検)や縦覧点検(同一加入者の数か月分のレセプトから重複する診療行為等を確認する点検)が支払基金でも実施されるようになり、その結果、協会での点検効果が現れにくい状況となっている。
- こういった状況に加え、29年4月からレセプト点検員に欠員が生じ十分な点検が実施できない状態が続いたため、内容点検業務について外部の点検業者を活用することとし、29年11月から委託を開始した。定期的に点検担当者と点検業者の打合せを実施し、点検方針等の確認や点検実績の確認を行い点検効果額の向上に努めた。
- その結果、加入者1人当たりの点検効果額は28年度を上回り437円(+26.7%)となったが、最終的な加入者1人当たり診療内容等査定効果額は72円(▲22.6%)と28年度を下回った。
- 資格点検については資格喪失後受診等の疑いのあるレセプトの照会等を実施しているが、無効となった保険証の早期回収の強化や喪失後受診防止の広報等の効果もあり、点検効果額は2,296円(▲9.9%)と28年度を下回った。
- 外傷点検については加入者に負傷原因の照会等を実施しており、点検効果額は269円(+18.0%)と28年度を上回っている。
- このように、29年度は内容点検業務の外部委託実施等、点検効果額の向上のための取組みを実施したことから、自己評価は「A」とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5) レセプト点検の効果的な推進

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P34～P35)

- 29年4月から点検員に欠員が生じ十分な点検が実施できていなかったことから、外部の点検業者を活用することとし29年11月から内容点検のすべてを委託することとした。
- レセプト点検効果額向上に向けて東京支部との打合せを定期的に行うとともに、3か月に1度は点検業者も交えて打合せを行い、点検結果についての情報共有や今後の点検方針等についての意見交換を実施した。
- 資格点検については資格喪失後受診等の疑いのあるレセプトの照会等を実施し、外傷点検については負傷原因について対象者へ照会等を行うなど効果額の向上に努めた。

【加入者1人当たり診療内容等査定効果額】

	加入者1人当たり効果額
内容点検	72円 (93円)

注) ()内は、28年度の数值

【加入者1人当たりレセプト点検効果額】

	加入者1人当たり効果額
資格点検	2,296円 (2,548円)
外傷点検	269円 (228円)
内容点検	437円 (345円)

注) ()内は、28年度の数值

※「診療内容等査定効果額」とは、保険者のレセプト点検を経て社会保険診療報酬支払基金へ再審査請求がなされたレセプトのうち、社会保険診療報酬支払基金で査定され、保険者の支払金額が確定するものを集計したものであり、財政的な効果が確認できるものです。

これに対し、「レセプト点検効果額」は、社会保険診療報酬支払基金から医療機関へ返戻されて再度請求されるものも含まれ、財政的な効果としては全てを計上できるものではありません。26年度から目標指数としては、「加入者1人当たり診療内容等査定効果額」を採用しています。

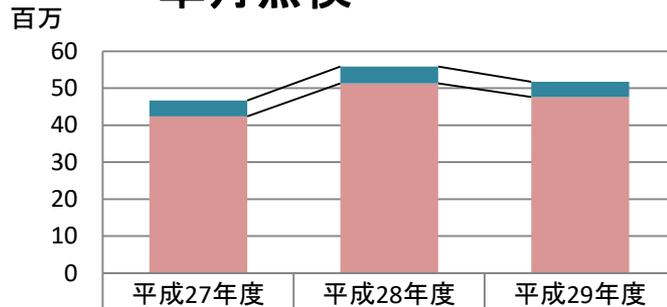
2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5) レセプト点検の効果的な推進

【事業計画の達成状況】

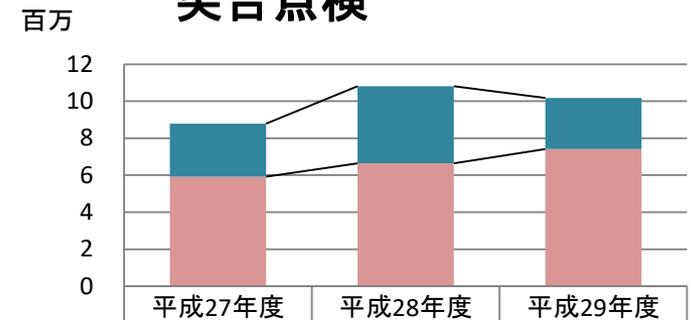
<点検種別診療内容等査定効果額(医療費ベース)の推移>(事業報告書 P35)

単月点検



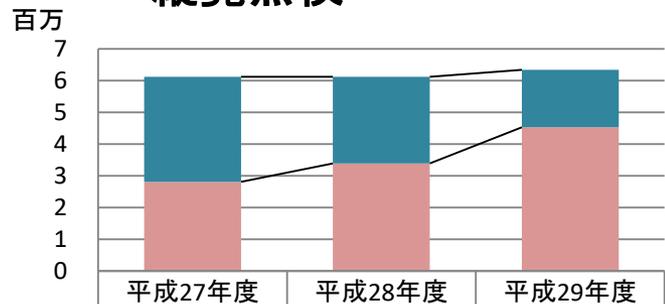
■ 船員保険再審査	4,342,920	4,507,750	4,075,470
■ 支払基金一次審査	42,334,130	51,311,430	47,615,450

突合点検



■ 船員保険再審査	2,872,750	4,163,250	2,762,430
■ 支払基金一次審査	5,914,360	6,643,590	7,416,540

縦覧点検



■ 船員保険再審査	3,313,950	2,727,920	1,811,690
■ 支払基金一次審査	2,806,170	3,391,360	4,533,140

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(5) レセプト点検の効果的な推進

【事業計画の達成状況】

＜診療報酬請求額と診療内容等査定効果額(医療費ベース)等の推移＞(事業報告書 P35)

	26年度	27年度	28年度	29年度	増減
診療内容等査定効果額	67百万円	62百万円	73百万円	68百万円	▲5百万円
支払基金一次審査	58百万円	51百万円	61百万円	60百万円	▲2百万円
協会点検による再審査	10百万円	11百万円	11百万円	9百万円	▲3百万円
診療報酬請求金額	19,096百万円	19,015百万円	19,712百万円	19,544百万円	▲168百万円
請求金額に対する査定効果額割合	0.35%	0.32%	0.37%	0.35%	-

※支払基金一次審査の診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金ホームページの統計情報を使用しています。

※端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(6) 被扶養者資格の再確認

事業計画

- 高齢者医療費に係る拠出金等の適正化及び被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止を図るため、被扶養者資格の再確認を、日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、的確に行う。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を着実に実施した。その結果、リスト等を送付した船舶所有者の93.8%から被扶養者状況リストの提出があり、201人の被扶養者の資格喪失の届出が未提出であることが確認できた。これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への拠出金等約871万円を適正化(削減)が図れた。
- 実施にあたり、事前に船舶所有者へ周知案内のチラシを送付するとともに、関係団体に対し広報の協力を依頼したほか、ホームページに協力依頼の記事を掲載するなど、円滑な実施に向け、きめ細かな取組みを行った。
- また、提出期限までに未提出の船舶所有者へは、被扶養者状況リスト等を再送付することにより提出勧奨を実施し、さらに提出がない船舶所有者に対しては電話等により提出依頼を行った。
- このように、被扶養者資格の再確認について、高水準の提出率を維持し、的確に行っていることから、自己評価を「A」とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(6) 被扶養者資格の再確認

【事業計画の達成状況】

<被扶養者資格の再確認(事業報告書 P36)>

○ 被扶養者の資格解除の届出が正しく提出されていない場合、本来、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるほか、各医療保険制度の前期高齢者の加入率に応じて算出される高齢者医療制度への納付金等の負担額が増えるなど、被保険者等の保険料負担に影響することから、被扶養者の再確認を日本年金機構との連携の下、船舶所有者等の協力を得て的確に行い、リスト等を送付した船舶所有者の93.8%から提出があり、201人の被扶養者について資格解除の届出が未提出であることが確認でき、これを適正に処理したことにより、高齢者医療制度への納付金等約871万円の適正化(削減)が図れた。

<被扶養者資格の再確認(船員保険)の実施状況>

	28年度	29年度
依頼日	28年5月 (28年7月再送)	29年5月 (29年7月再送)
送付対象数	35,772人 (3,923船舶所有者)	34,438人 (3,879船舶所有者)
提出状況	3,679船舶所有者 (93.8%)	3,638船舶所有者 (93.8%)
	【参考】提出された被扶養者の人数 ()内は割合 34,625人 (96.8%)	33,098人 (96.1%)
扶養削除数	272人	201人
財政効果 (高齢者医療制度への拠出金等への影響) ※	約1,598万円	約871万円

※ 財政効果 (高齢者医療制度への拠出金等への影響) の内訳
 ・ 28年度: 約1,598万円 (後期高齢者支援金 約406万円、前期高齢者納付金 約1,192万円)
 ・ 29年度: 約871万円 (前期高齢者納付金)

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

事業計画

- 債権の発生を抑制するため、加入資格を喪失された方からの保険証回収について、文書等による催告などを通じて回収を促進する。
- 不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等については、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実な回収に努める。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価：A

【自己評価の理由】

- 債権の発生を抑制するため、保険証の未返却者に対して文書での催告を行ったほか、未返却者の多い船舶所有者等に対し、退職者の保険証の早期回収を依頼するチラシを送付するなど保険証の早期回収に努めた結果、29年度の保険証回収率は96.4%となり、前年度回収率96.3%と比べ0.1ポイント上昇した。
- 当年度に、新たに発生した債権については、催告スケジュールに基づき文書催告を実施し、また、過年度債権及び承継分債権についても文書催告を実施のうえ、収納率向上に努めた。なお、3か月後催告の後も納付がされない返納金額5万円以上の債権については、内容証明郵便での催告を行った後、支払督促等の法的手段を実施し(11件)、他方、高額な無資格受診債権に対しては、収納に有効な保険者間調整を積極的に債務者に案内し実施する事で、更なる債権の回収強化に努めた。
これらの取組みにより、29年度の現年度債権の収納率は83.0%となり、28年度の82.4%と比べて0.6ポイント上昇した。
- このように、29年度は前年度を上回る実績を達成したことから、自己評価は「A」とする。

2. 船員保険給付等の円滑な実施

(7) 無資格受診等の事由による債権の発生抑制及び早期回収

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P36)

○ 保険証回収については、無資格受診等の事由による債権を発生させないよう、船員保険の資格を喪失された後においても保険証を返却していない方に対して、日本年金機構及び船員保険部から催告文書の送付を実施したほか、保険証の未返却者の多い船舶所有者および船員保険事務組合に退職される方の保険証の早期回収をお願いするチラシを送付するなどの取組みを行い、無効となった保険証の早期かつ確実な回収に努めた。

保険証回収率

27年度	28年度	29年度
95.0%	96.3% (1.3ポイント増)	96.4% (0.1ポイント増)

催告スケジュール

	催告実施者	実施時期
1次催告	日本年金機構	喪失処理より2週間以内
2次催告	船員保険部	喪失日より1ヶ月後
3次催告	船員保険部	喪失日より2ヶ月後

○ 新たに発生した債権については、文書等による催告を定期的に行い早期回収に努めたほか、支払督促等の実施などにより回収強化に努めた。また、無資格受診における返納金を国民健康保険の保険給付と直接調整する保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収に努めた。

保険者間調整実施金額

28年度	29年度
1,197,871円	6,821,343円

支払督促実施件数

28年度	29年度
5件	11件

29年度	現年度	調定額	91,783千円	(28年度:89,661千円)
		収納額	76,192千円	(28年度:73,885千円)
		収納率	83.0%	(28年度:82.4%)
	過年度	繰越額	93,842千円	(28年度:88,092千円)
		収納額	9,438千円	(28年度:9,447千円)
		収納率	10.1%	(28年度:10.7%)
	※承継	繰越額	133,222千円	(28年度:174,313千円)
		収納額	543千円	(28年度:707千円)
		収納率	0.4%	(28年度:0.4%)

※承継は旧社会保険庁分

催告方法及び催告スケジュール

債権額	1か月後	3か月後	6か月後	6か月以降
5万円以上	文書催告 (無資格受診のみ)	文書催告	内容証明郵便による 文書催告	内容証明郵便での 最終催告後、 法的手続きへ移行

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

事業計画

- 船員保険データヘルス計画について、加入者のメタボリスク保有率及び喫煙率の減少という目標の達成に向け、取組みを着実に実施する。
- 第二期特定健康診査等実施計画を着実に実施し、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上を図る。
- 健診データ及びレセプトデータ等の分析結果を踏まえ、30年度からの第二期船員保険データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画を一体的に策定する。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : S

【自己評価の理由】

- 29年度においては、「1. 保険運営の企画・実施(1)保険者機能の発揮による総合的な取組の推進」の記述のとおり、第1期の船員保険データヘルス計画の最終年度として、船員保険の健康課題であるメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少を目指し、情報提供・啓発活動等を中心とした取組みを着実に実施した。
- また、第二期特定健康診査等実施計画の最終年度であることから、目標達成に向けて後述する様々な取組みを実施した結果、健診、特定保健指導実施率は着実に伸びてきており、一定の成果を上げることができた。
- 第2期船員保険データヘルス計画の策定に当たっては、データ分析結果を踏まえるとともに第1期計画の結果を評価し課題等の洗い出しを行うことにより、どのような施策を第2期計画に盛り込むかについて検討を行った。
- その結果、引き続きメタボリックシンドロームリスク保有率の減少と喫煙率の減少が課題であること、施策面では情報提供・啓発活動は重要ではあるものの行動変容にはすぐには結びつかないこと等が課題であることから、生活習慣病予防健診の無料化、スマートフォンを活用したオンライン禁煙プログラムの実施、船舶所有者と協働した船員の健康づくり支援(いわゆるコラボヘルス)の推進等のより実効性の高い内容を盛り込んだ計画を策定した。
- 生活習慣病予防健診の無料化やコラボヘルスの推進については、健診実施率の向上及び保健指導実施率の向上に直接結びつく施策であり、データヘルス計画と特定健康診査等実施計画を一体的に策定することができた。
- このように、29年度は第1期船員保険データヘルス計画及び第二期特定健康診査等実施計画の最終年度の取組みを着実に実施するとともに、健診データ及びレセプトデータ等の分析結果を踏まえ、第2期船員保険データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画を一体的に策定したことから、自己評価は「S」とする。

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

【事業計画の達成状況】

＜第2期船員保険データヘルス計画及び第三期特定健康診査等実施計画の策定＞(事業報告書 P37～P39)

① データヘルス計画

27年度から29年度までの第1期の船員保険データヘルス計画では、メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率の減少を2本柱として、情報提供・啓発活動等を中心とした取組みを実施してきた。計画の最終年度である29年度に中間評価を行ったところ、メタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙率は減少しておらず、情報提供や啓発活動は引き続き重要ではあるものの、これらの取組みだけではすぐに行動変容には結びついていないことがわかった。

このような状況を踏まえ、第2期船員保険データヘルス計画では、引き続きメタボリックシンドロームリスク保有率及び喫煙の減少を目標としつつ、健診費用の無料化や健診項目の追加をはじめとして、より具体的な取組みを実施するため、船舶所有者に自社の船員の健康状況を認識いただいた上で、船舶所有者と協働したメタボリックシンドロームを減少させる取組み、いわゆるコラボヘルスの実施や、スマートフォンを使用した禁煙プログラムの実施等を盛り込んだ6年間(30年度～35年度)の計画を策定した。

② 特定健康診査等実施計画

医療保険の保険者は、40歳以上の加入者を対象にメタボリックシンドロームの予防等に重点を置いた特定健康診査及び特定保健指導を実施することが義務付けられている。厚生労働大臣が定める特定健康診査等基本指針において各保険者が29年度までに達成すべき実施率目標が示され、船員保険においても第2期特定健康診査等実施計画(25年度～29年度)を策定した。

29年度は当該計画期間の最終年度であり、目標達成に向けて後述する様々な取組みを実施した結果、次の健診等実績のとおり健診受診率等は着実に伸びてきている。

この目標値については、国全体として健診受診率70%、特定保健指導実施率45%を達成するため、それぞれの保険者の事情を勘案して示された目標値だったが、26年度時点の実施状況が目標値とは大きく乖離していたため、現行の目標値を次期計画期間も維持することとされた。船員保険については、改めて35年度までに健診実施率65%、特定保健指導実施率30%を達成することが目標として示され、第三期実施計画を策定した。

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

【事業計画の達成状況】

＜特定健康診査等実施計画＞(事業報告書 P38～P39)

【第二期特定健康診査等実施計画の実施目標と実績】 (単位:%)

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
健 診	目標	40.7	43.9	50.7	57.5	65.0
	実績	40.3	44.1	47.0	48.8	—※
特定保健指導	目標	9.8	12.7	18.4	24.1	30.0
	実績	7.2	6.0	10.6	9.9	—※

※国へ報告する29年度の実績については現在集計中

【第三期特定健康診査等実施計画の実施目標】 (単位:%)

	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
特定健康診査	50	53	56	59	62	65
被保険者	68	71	74	77	80	82
生活習慣病予防健診	40	42	44	46	48	50
手帳健診	28	29	30	31	32	32
被扶養者	20	23	26	29	32	35
特定保健指導	18	20	22	25	27	30
被保険者	18	20	22	25	28	31
被扶養者	12	14	16	18	20	22

3. 保健事業の推進、強化

(1) 保健事業の効果的な推進

【事業計画の達成状況】

<第1期船員保険データヘルス計画の主な実施状況> (事業報告書 P37)

事業名	概要	実施状況
船員手帳健康証明データ提供者への健康づくり支援	船員手帳健康証明書データ提供者に健康づくり支援等に関する冊子を送付	27年度 8,084人 28年度 7,913人 29年度 8,008人
健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供冊子の送付	健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供冊子を送付	27年度 受診勧奨 1,344人 上記以外 12,289人 28年度 受診勧奨 1,794人 上記以外 18,221人 29年度 受診勧奨 1,731人 上記以外 10,841人
出前健康講座の開催	加入者等に健康増進に取り組むきっかけを与えるため研修会等に保健師等を派遣	27年度 32回 (1,525人参加) 28年度 26回 (1,114人参加) 29年度 25回 (1,265人参加)
事業所カルテを活用した健康経営の取り組みの支援	船員の健康管理を経営的な視点で捉えてもらう取り組み	27年度 訪問13件 送付120件 28年度 訪問16件 送付100件 29年度 訪問19件 送付160件
健康情報の提供等による意識の啓発	健康づくりに関する情報提供冊子等を送付することにより健康づくりの支援を行う	27年度 「喫煙対策冊子」の送付 船舶所有者 4,545 喫煙被保険者 8,575人 28年度 「ヘルスコンパス」の送付 船舶所有者 4,500 被保険者 58,500人 29年度 「運動及び保養事業勧奨用リーフレット」の送付 船舶所有者 4,500 被保険者 58,400人

3. 保健事業の推進、強化

(2) 特定健康診査等の推進

事業計画

- 特定健康診査の受診率の向上を図るため、これまで取り組んできた健診等の実施体制の拡充の取組みを推進し、効果的な実施を図る。
 - ① 生活習慣病予防健診の実施機関数の増加に努めるほか、GIS(地理情報システム)を活用した分析結果等に基づき、巡回健診の必要性の高い地域に優先的に健診車を配置するなど、受診者の利便性の向上を図る。
 - ② 被扶養者に対する健診の実施に当たっては、特定健康診査に代えて生活習慣病予防健診の受診を可能とし、健診の利用促進を図る。また、受診券の送付時に、特定健康診査と市町村が実施するがん検診との同時受診に関する広報を行う。併せて、被扶養者が多く居住している市町村と協議のうえ、特定健康診査とがん検診とを同時に受診できる機会を増やす。
 - ③ 生活習慣病予防健診の未受診者及び船舶所有者への船員手帳健康証明書データの提供依頼を引き続き行うほか、船員手帳健診受診後、早期に提供いただく取組みを推進する。

【目標指標】

- ・特定健康診査実施率(被保険者):45.0%
- ・特定健康診査実施率(被扶養者):29.0%
- ・船員手帳健康証明書データの取得率:45.0%

3. 保健事業の推進、強化

(2) 特定健康診査等の推進

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 生活習慣病予防健診の実施機関数拡大については、協会けんぽの生活習慣病予防健診実施機関や地方運輸局の指定により船員手帳健康証明を行うことができる医療機関に対して、船員保険の委託契約の働きかけを行った。その結果、28年度末時点において244機関であった健診機関が、29年度末には262機関まで増加した。また、29年度はGISを活用し、未受診者の多い地域に健診車を配置するなど、受診機会の拡大等を行った結果、被保険者の特定健診受診率は0.8ポイント増加し、37.8%となった。
- 被扶養者に対する健診の実施については、被扶養者が多く居住している市町村と連携し、市区町村が実施するがん検診と特定健診との同時実施や支部が主催する集団健診にも受診できるように連携し、健診受診の機会を多く提供することにより利用促進を図った。また、被扶養者が利用しやすいように駅周辺などでも巡回健診を実施し、利便性の向上に努めた。その結果、被扶養者の特定健診受診率は、1.0ポイント増加し18.8%となった。
- 船員手帳の健康証明書データの取得については、船舶所有者に対し、28年度に生活習慣病予防健診を受診しなかった方の健康証明書データを収集し提供していただくよう、文書及び電話勧奨を行い、収集強化に努めた。結果として0.7ポイント増加し29.3%となった。
- 上記の取組みのほか、広報による取組みについては、協会のホームページ、メールマガジン、健診業務の委託先である船員保険会のホームページ、全ての被保険者及び船舶所有者にお送りする「船員保険通信」等に健診・保健指導について取り上げ、広報を実施した。
また、年度初めに受診券及び健診の案内パンフレット等を船舶所有者を通じて被保険者に配付した。被扶養者に対しては、受診券及び案内パンフレットを自宅(被保険者自宅)に直接配付した。
さらに、10月末に健診未受診者である加入者に受診勧奨文書と併せてがんに対する啓発チラシを送付し受診率の向上に努めた。
- このように、健診委託医療機関の拡充、駅前健診による利便性向上、電話による健診データ収集の勧奨、ホームページやメールマガジンによる広報の強化などの対策等を講じた結果、被保険者、被扶養者ともに前年度の実績を上回ったため、自己評価は「A」とする。

3. 保健事業の推進、強化

(2) 特定健康診査等の推進

【事業計画の達成状況】

特定健診の実施率向上のため、以下の取組みを行った。

特定健診実施率

	28年度	29年度
被保険者	37.0%	37.8% (0.8ポイント増)
被扶養者	17.8%	18.8% (1.0ポイント増)

※()は前年度比

<健診実施機関等の増加>(事業報告書 P42)

○ より多くの加入者に船員保険の生活習慣病予防健診を利用していただけるよう、下記①～③の医療機関に対して船員保険の生活習慣病予防健診及び特定保健指導委託契約の締結についての働きかけを行った。

- ① 健康保険の生活習慣病予防健診の実施機関であり、かつ地方運輸局の指定により船員手帳健康証明を行うことができる医療機関
- ② 健康保険の生活習慣病予防健診の実施機関であり、地方運輸局の指定ではない医療機関
- ③ 健診未受診者が多い地域である中国・四国地域に所在し、地方運輸局の指定により船員手帳健康証明を行うことができる医療機関

なお、③については、GIS(地理情報システム)を活用し、未受診者地域が多い中国・四国地域を特定した。
上記の取組みの結果、28年度末時点において244機関であった健診機関が、29年度末には262機関まで増加した。

	26年度	27年度	28年度	29年度
生活習慣病予防健診実施機関数	204機関	213機関	244機関	262機関
特定保健指導実施機関数	84機関	87機関	99機関	101機関

※件数は各年度末時点の状況です。

3. 保健事業の推進、強化

(2) 特定健康診査等の推進

【事業計画の達成状況】

＜巡回健診を活用した利便性の向上＞(事業報告書 P42)

○ 巡回健診は、被保険者の乗船スケジュールに合わせて漁業協同組合等を中心に実施していたが、被扶養者が利用しやすいように駅周辺などにおいても実施した。その際、受診するきっかけとなるように、無料のオプション検査として血管年齢測定・脳年齢測定等を実施した。

	26年度	27年度	28年度	29年度
巡回健診実施回数	330回	352回	346回	338回

＜市町村・協会支部と連携した特定健診の実施＞(事業報告書P42)

○ 被扶養者が多く在住している市町村である青森県むつ市、宮城県気仙沼市、山口県長門市、萩市、大分県佐伯市と連携し、がん検診と特定健診の同時に受診できる機会を提供した。

さらに、青森、宮城、山口及び大分支部が主催した集団健診にも受診できるよう連携し、被扶養者に対して特定健診の案内を送付した。

＜船員手帳の健康証明書データの取得＞(事業報告書 P43)

○ 船員手帳健康証明書データの取得については、6月に3,034の船舶所有者に対し、28年度に生活習慣病予防健診を受診しなかった方の船員手帳健康証明書データの提出をお願いする文書を送付した。その後、8月に文書による再依頼と電話による提出勧奨を行った。

	27年度	28年度	29年度
船員手帳の健康証明書データ取得率	28.6%	29.3%	収集中

※健康証明書データは、生活習慣病予防健診を受診しなかった方の分について提供を依頼するため、年度終了後にも収集を行っています。

3. 保健事業の推進、強化

(2) 特定健康診査等の推進

【事業計画の達成状況】

＜広報による取組み＞(事業報告書 P41)

- 広報活動として、協会のホームページ、メールマガジン、健診業務の委託先である船員保険会のホームページ、全被保険者及び船舶所有者に送付する「船員保険通信」、船員保険部で使用する封筒の裏面等を活用し、健診の案内を掲載した。
- 年度初めに、受診券及び健診の案内パンフレット等を船舶所有者(4,301)に送付し、生活習慣病予防健診の対象となる被保険者(40,071人)に配付いただくよう依頼した。特定健診の対象となる被扶養者(22,216人)、疾病任意継続被保険者(3,004人)及びその被扶養者(1,928人)には、年度初めに受診券及び健診の案内パンフレット等を被保険者の住所あてに送付した。
- さらに、生活習慣病予防健診又は特定健診が未受診である加入者に対し、受診勧奨文書を送るとともに、がんが身近な疾病であることを認識し、がん検診を受けていただくための「啓発チラシ」を10月末に送付した。併せて、船舶所有者にも同時期に「啓発チラシ」を送付し未受診者勧奨に努めた。(送付数:船舶所有者3,787、被保険者26,859人、被扶養者18,442人)

3. 保健事業の推進、強化

(3) 特定保健指導の推進

事業計画

- 特定保健指導の実施に当たっては、保健指導の実施体制を拡充するほか、特定保健指導を全国的に実施する事業者を活用した事業所訪問による保健指導を推進し、特定保健指導利用者の拡大を図る。

【目標指標】

- ・特定保健指導実施率(被保険者):32.0%
- ・特定保健指導実施率(被扶養者):10.0%

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : A

【自己評価の理由】

- 特定保健指導については、実施委託先である船員保険会の保健指導実施体制の拡充を図ったほか、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用した特定保健指導を通年度実施した。
- 特定保健指導対象者には、健診結果とは別に一人ひとりの健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを送付し、特定保健指導の利用の促進を図った。
- 広報の取組みとして、協会のホームページ、メールマガジン、健診業務の委託先である船員保険会のホームページ、全被保険者及び船舶所有者に送付する「船員保険通信」、船員保険部で使用する封筒の裏面等を活用し、特定保健指導の案内を掲載したほか、出前健康講座においては「生活習慣病予防と食事について」等をテーマとした講座を開催するなどし、加入者の健康意識の啓発に努めた。
- このような取組みの結果、被保険者及び被扶養者の特定保健指導の初回面談実施率及び6か月後評価は、すべて前年度を上回ったことから自己評価は「A」とする。

3. 保健事業の推進、強化

(3) 特定保健指導の推進

【事業計画の達成状況】

＜特定保健指導の推進＞(事業報告書 P43)

特定保健指導の実施率向上のため以下の取組みを行った。

特定保健指導実施率

		28年度	29年度
被保険者	初回面談	19.6%	25.2% (5.6ポイント増)
	6か月後評価	14.7%	15.7% (1.0ポイント増)
被扶養者	初回面談	16.2%	19.7% (3.5ポイント増)
	6か月後評価	10.6%	20.1% (9.5ポイント増)

※()は前年度比

- 特定保健指導の実施については、健診を併せて実施している健診機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用した特定保健指導を通年度実施した。外部事業者が持っているノウハウ等を活用し、未利用者への働きかけを船舶所有者を通じて行うなど、実施体制の強化に努めた。

＜広報による取組み＞(事業報告書 P41)

- 広報活動として、協会のホームページ、メールマガジン、健診業務の委託先である船員保険会のホームページ、全被保険者及び船舶所有者に送付する「船員保険通信」、船員保険部で使用する封筒の裏面等を活用し、特定保健指導の案内を掲載した。

3. 保健事業の推進、強化

(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

事業計画

- 加入者の健康に対する意識の向上を図るとともに、生活習慣病の重症化予防及び特定保健指導の実施率の向上を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、健診受診者のうち生活習慣病のリスクがある方に対して、医療機関への受診勧奨、再検査・精密検査の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨、禁煙支援に関する情報提供を行う。
- 船員手帳健康証明書データ提供者に対しては、健康づくりに関する情報提供等を行うことにより健康意識を高めるきっかけづくりになるよう努める。
- 健診データの分析結果等に基づき、船舶所有者ごとに加入者の健康状況について取りまとめた、いわゆる事業所カルテを活用して、健康づくり意識の醸成をめざした取組み(コラボヘルス)につなげる。
- 船員労働の特殊性を踏まえた健康づくりに関するリーフレット等の配付や、ホームページへの健康情報の掲載等を通じて、加入者の健康意識の向上を図るとともに、健康づくりを支援する。
- 関係団体等と連携の下、労使関係団体等による研修会や船員労働安全衛生月間におけるイベント等の機会に、保健師等の専門家を講師として派遣し、健康問題について理解、学習いただく、出前健康講座等を積極的に推進することを通じて、船舶所有者等における加入者の健康づくりの取組みを支援、促進する。
- 船員教育機関の協力を得て、セミナー講師を船員養成校等に派遣し健康に関する特別講義を開催するなど、若年層に向けた健康づくりの啓発等を行い、若いうちからの健康意識の醸成を図る。
- 地方自治体等が開催する港イベント等に参加し、直接加入者等と接する機会を設けるとともに、地方自治体等との連携を深め、船員保険の健康づくり等の取組みを広く発信する。

3. 保健事業の推進、強化

(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価 : S

【自己評価の理由】

- 加入者に向けた取組みとして、健診結果とは別に一人ひとりの健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを送付しており、29年度は、生活習慣病の重症化予防の観点から情報提供を行った。その結果、医療機関へ受診勧奨を行った加入者のうち13.7%(29年7月～30年3月に医療機関への受診勧奨を行った加入者のうち29年8月～30年2月に医療機関を受診した加入者)が医療機関を受診した。また、29年度からは船員保険の健康課題である喫煙率の減少のために、問診で喫煙していると回答された方については禁煙リーフレットを同封し禁煙に対する意識の向上を図った。
- 28年度の健康証明書データを提供していただいた約8,000名の方には「船員手帳でわかるあなたの健康」及び「ちょっと気になる? 胃がん(検診で早期発見)」を送付し、健診結果に関心を持っていただけるように努めた。
- 船舶所有者に向けた取組みとして、生活習慣病予防健診の受診者が10名以上でかつ喫煙率が50%以上のすべての船舶所有者(160件)に対し、健診結果データに基づいた船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を作成し、送付した。そのほか、大規模な船舶所有者や船員の健康に関心のある船舶所有者には、職員等が直接訪問し、「健康度カルテ」の説明やリスク改善のポイントを説明するなど自社船員の健康課題について理解していただくよう努めた。
- 船内で実践できる運動及び保養事業勧奨用リーフレットを作成し全ての被保険者及び船舶所有者へ送付した。また、ホームページで、船員保険の健康課題であるメタボリックシンドローム保有率の減少に着目した健康情報等の広報を実施した。
- 船員が研修や会合等で集まる機会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座の取組みを積極的に実施した。また、新たにメンタルヘルズ講座を導入し、船員災害防止協会と連携して、9月の労働安全衛生月間を中心に年間で25回開催し、計1,265人の方に受講していただいた。
- 船員保険への加入が見込まれる船員養成校の学生を対象とした特別講義を29年度に初めて開催し、若いうちからの健康意識の醸成し、将来の生活習慣病や心の病へのリスクを軽減させることを目的として、生活習慣やメンタルヘルズに関する講座を8校実施して、計488人の学生が参加した。学生からは、今後の船員生活に役立てたいとのご意見が多くあったため、30年度も引き続き実施することとしている。
- 加入者等と接する機会を設けるため、支部と合同で地方自治体等が開催する港イベントに参加し、出展ブースにおいて、血管年齢測定等を実施するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進、健診の啓発及び禁煙啓発の取組みを積極的にPRした。
- このように、29年度は加入者及び船舶所有者に加え船員養成学校の学生に対しても働きかけ、健康に対する意識の向上を図るとともに、健康づくりを積極的かつ効果的・効率的に支援、促進を行ったことから、自己評価は「S」とする。

3. 保健事業の推進、強化

(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

【事業計画の達成状況】

＜オーダーメイドの情報提供リーフレットの配付＞(事業報告書 P43～P44)

- 生活習慣病予防健診等を受診しても自らの健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に無関心の方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを配付した。
- 29年度においては、生活習慣病予防健診又は特定健診を受診された方へ以下の4つの行動変容ステージにあわせた情報提供リーフレットを配付するとともに、船員手帳健康証明書データ(証明日が29年度のものに限る)の提供があった方についても同様に配布した。

【行動変容ステージ】

- ア. 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、すみやかに医療機関を受診していただきたい方。
- イ. 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関を受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関を受診していただきたい方。
- ウ. 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導をご利用いただきたい方。
- エ. 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方。

【配付状況】29年7月～30年6月に毎月送付

12,572部を被保険者宅へ直送。

＜船員手帳健康証明書データの提供者に対する健康づくり支援＞(事業報告書 P44)

- 過年度受診分の船員手帳健康証明書を提供していただいた方に、ご自身の健診結果に興味を持っていただくためのパンフレット等を配付した。

3. 保健事業の推進、強化

(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

【事業計画の達成状況】

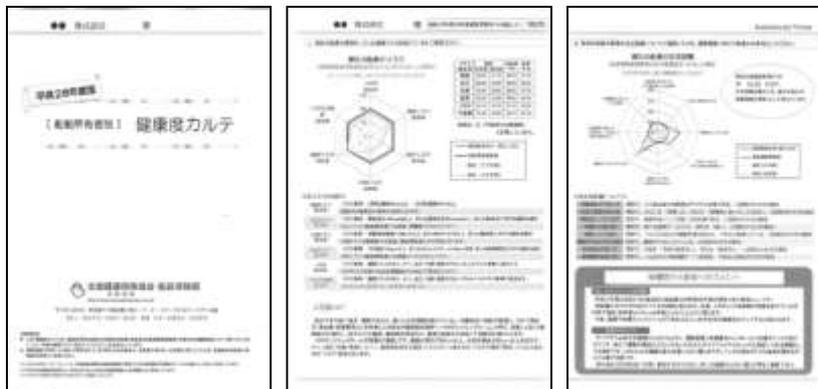
<健康度カルテを活用した船舶所有者への情報提供>(事業報告書 P45)

- 船舶所有者の健康づくりに対する理解や意識を高め、船舶所有者が船員の健康増進に積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、健診結果データに基づいた船舶所有者ごとの「健康度カルテ」を作成し、健診受診者(35歳以上)が10名以上いる船舶所有者に、郵送又は訪問による提供を行った。
- 「健康度カルテ」では、血圧・脂質といった生活習慣病に関わるリスクの保有率などについて、自社の船員の状態が、船員保険に加入する船員船体の平均と比べてどれだけ乖離しているのかをレーダーチャートにより相対的に確認できるようにした。
- 訪問用の「健康度カルテ」の一部には、保健師からのコメント欄を設け、船舶所有者ごとの気になるリスクや改善のポイントなどについて、アドバイス等を記載した。

健康度カルテの内容

船員の健康リスク	血圧や血糖など、メタボの判定基準となる検査項目について、基準値を超えている船員の割合を「リスク保有率」として船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。
船員の生活習慣	健診時の問診結果(食生活・喫煙の有無等)をもとに、健康的な生活を送っている船員の割合を船舶所有者ごとに算出し、レーダーチャートを用いて前年の結果や船員保険の被保険者全体の結果と比較する。
保健師のコメント (訪問用カルテのみ)	上記2つのレーダーチャートをもとに、気になるリスクや生活習慣について、保健師からアドバイスを行う。
保健指導利用状況	健診結果をもとに特定保健指導対象者の割合と保健指導利用者の割合を示し、保健指導の利用を勧める。
出前健康講座の案内	船員等が集まる研修や会合等に保健師を講師として派遣し健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う「出前健康講座」を紹介。

<健康度カルテ>



3. 保健事業の推進、強化

(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

【事業計画の達成状況】

＜健康づくりに関するリーフレット等の配布及びホームページへの健康情報の掲載＞(事業報告書 P45～P46)

- 船内で実践できる運動及び保養事業勸奨用リーフレット「今よりココロとカラダをリラックス」を作成し、全ての被保険者及び船舶所有者に送付した。また、ホームページにおいても、船員に向けた健康情報「Monthly Information」を約半年間にわたって連載するとともに、関係団体に多大なるご協力をいただき、機関誌等に「船員のための健康情報」を掲載していただくなど、メタボリックシンドロームリスク保有率の減少に着目した健康情報等の広報を実施した。

＜今よりココロとカラダをリラックス＞



「Monthly Information」掲載内容

- ロコモティブシンドロームを知っていますか？
- インフルエンザ3つの撃退法
- 歯周病のこわさを知っていますか？
- その誤解は危険です！生活習慣病
- 今年度の健診はもう受けましたか？
- 楽しく気軽にメタボ対策

＜出前健康講座の開催＞(事業報告書 P46)

- 船員が研修や会合等で集まる機会に保健師等を講師として派遣し、健康づくりに関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座の取組みを積極的に実施した。
- 講習のテーマは、メタボリックシンドローム対策や糖尿病や高血圧等の生活習慣病に加え、新たにメンタルヘルス講座を導入した。
- 船員災害防止協会のご協力もあり、9月の労働安全衛生月間を中心に年間で25回開催し、計1,265人が受講した。

	27年度	28年度	29年度
実施回数	32回	26回	25回
参加人数	1,526人	1,114人	1,265人

3. 保健事業の推進、強化

(4) 加入者の健康増進等を図るための取組みの推進

【事業計画の達成状況】

＜船員養成校での健康に関する特別講義の開催＞(事業報告書 P46～P47)

- 船員保険への加入が見込まれる船員養成校の学生を対象として、若いうちから健康意識を醸成し、将来の生活習慣病や心の病へのリスクを軽減させることを目的として、生活習慣(食事や運動)やメンタルヘルスに関する講座を実施しました。船員教育機関のご協力をいただき船員養成校8校で開催し、延べ488人の学生に参加していただいた。
- 臨床心理士、精神保健福祉士等を講師として派遣し、船員が船上という限られた空間で集団生活をすることや、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境であることを踏まえ、将来の生活習慣病を予防する食生活の方法や船内におけるコミュニケーションの取り方、ストレス発散方法等について講義し、健康意識の醸成を図った。

開催場所	開催日	参加人数
小樽海上技術学校	29年11月16日	34人
口之津海上技術学校	29年11月20日	96人
館山海上技術学校	29年11月30日	44人
唐津海上技術学校	29年11月30日	45人
海技大学校	30年1月22日	27人
波方海上技術短期大学校	30年2月5日	37人
宮古海上技術短期大学校	30年2月9日	44人
清水海上技術短期大学校	30年2月23日	111人

＜地方自治体等が開催する港イベント等への参加＞(事業報告書 P47)

- 直接加入者等と接する機会を設けるため、協会支部と合同で地方自治体等が開催する港イベント等に参加した。
- 出展ブースにおいて、血管年齢測定等を実施し、参加者には歯周病予防のミニリーフレット付歯ブラシセット等を配布するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進、健診の啓発及び、禁煙啓発のPRを行った。

イベント名	日時	出展ブース	出展ブース来場者数	連携支部
第63回焼津みなとまつり	29年4月9日(日)	血管年齢測定 肌年齢測定	350人	静岡支部
第22回萩・魚まつり	29年10月8日(日)	血管年齢測定	400人	山口支部
第28回いしのまき大漁まつり	29年10月15日(日)	血管年齢測定	310人	宮城支部
第36回長崎さかな祭り	29年10月22日(日)	血管年齢測定	340人	長崎支部

4. 福祉事業の着実な実施

事業計画

- 船員労働の特殊性等を踏まえ、無線医療助言事業の運営及び洋上救急医療事業の援護を行うとともに、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな保養事業の実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図る。
- 船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業については、実施主体である横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院と連携を図るなど、事業の円滑かつ着実な実施に努める。
- 保養事業については、利用実態等を踏まえ、必要な見直し等を行いつつ、利用者数の増加に向けた広報を行うことなどにより事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図る。
- 旅行代理店の契約宿泊施設を活用した保養事業については、これまでの郵送に加え新たに船員保険部のホームページからも宿泊費の補助を受けるための申請が行えるようにするとともに、年度上限宿泊数を2泊から4泊に引き上げる。

※評価欄の判定基準は、S・A・B・C・Dの5段階評価

【判定基準】S:平成29年度計画(以下、「計画」という。)を大幅に上回る成果を得ている A:計画を上回る成果を得ている

B:計画を概ね達成している C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

自己評価：A

【自己評価の理由】

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構に、洋上救急医療援護事業については公益社団法人日本水難救済会に、また、保養事業等については一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の上昇を図った。
- 保養事業全般について、全ての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」に広報チラシを同封したり、船員保険制度の概要や利用手続き等について説明したパンフレット「船員保険の案内」等において、周知・広報を行うことにより、事業の円滑かつ着実な実施に努め利用者の拡大を図った。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、利用者の拡大を図るため、船員保険のホームページからも宿泊費の補助を受けるための申請を行えるようにし、年度上限宿泊数を2泊から4泊に引き上げた。その結果、28年度に比べ利用宿泊数は165泊増加した。
- このように、福祉事業の着実な実施に努めたことから、自己評価を「A」とする。

4. 福祉事業の着実な実施

【事業計画の達成状況】(事業報告書 P48)

- 無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構(横浜保土ヶ谷中央病院及び東京高輪病院)に、洋上救急医療援護事業については公益社団法人日本水難救済会に、また、保養事業等については一般財団法人船員保険会等にそれぞれ業務委託し、専門的技術、知見等を有する関係団体の協力の下、事業の円滑かつ効率的な実施に努め、加入者の生命の安全確保及び福利厚生の上昇を図った。
- 保養事業全般について、加入者や船舶所有者へ広報チラシや「船員保険のご案内」等において周知するなど、広報に努めた。
- 旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業については、その利用者数が見込み数を下回っていることから、利用手続きの煩雑さを少しでも軽減できるよう、船員保険部のホームページからの申請を可能とし、また、比較的長期や同一年度複数回の旅行に対応できるよう、宿泊数の年度上限を2泊から4泊に見直した。

<福祉事業の実績>

		27年度	28年度	29年度	前年度比
無線医療助言事業	通信数	1,074	932	980	48
洋上救急医療援護事業	出勤件数	15	26	29	3
保養事業	利用宿泊数	11,215	12,292	12,134	▲158
	入浴利用数	15,752	18,358	19,449	1,091
契約保養施設利用補助事業	利用宿泊数	2,735	4,500	2,388	▲2,112
旅行代理店を活用した保養施設利用補助事業	利用者数	753	689	771	82
	利用宿泊数	1,106	908	1,073	165